

平成30年度第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

平成30年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成30年8月24日（金）
- 2 時間 午後2時30分から午後4時30分まで
- 3 場所 萌え木ホールA会議室
- 4 議題 (1) 事務局紹介
(2) 案件諮問
(3) その他
- 5 出席者 (1) 委員
会 長 犀川 政稔
副会長 宮下 清栄
委 員 串田 光弘
委 員 渡辺 栄
委 員 小山 美香
委 員 津々良明石
委 員 矢向 潤
(2) 事務局
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 平野 純也
環境政策課緑と公園係長 小林 勢
環境政策課緑と公園係主任 江平 和之
環境政策課緑と公園係主任 中込 甲斐
環境政策課緑と公園係主事 野島 希

平成30年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

犀川会長 皆さん、お暑いところ、大変ご苦労さまです。早速ではございますけれども、平成30年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を開会したいと思います。

まずは環境部長より挨拶をお願いいたします。

環境部長 それでは、改めまして、皆様、こんにちは。環境部長の柿崎と申します。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年の夏は梅雨明けが例年に比べてたしか1か月ほど早かったということもあるのかなと思いますけれども、あと、都内でもどちらかというところ、私の感覚で行くと、涼しいところのはずの青梅市でも40度を越えたと聞いておりますので、そういったところでは、例年以上に暑かったのかなと思っております。皆様も体調管理にはぜひ十分に留意をしていただければなと思っていただいております。

さて、緑地保全への取り組みというところでもありますけれども、国において昨年の生産緑地法改正による生産緑地地区指定面積の緩和ですとか、市民緑地制度の導入、また、今年に入りまして、6月に可決されました都市農業の貸借の円滑化に関する法律では、生産緑地が今後貸借できるようになるということでございまして、緑地保全の動きが大きく加速されているのかなと思っております。

そういった中で、本市におきましても、生産緑地地区の指定面積の緩和の実施や保存樹木を増やすため、市内の所有者宅を訪問するなどして、緑地の保全、緑化の推進に取り組んでいただいております。また、今年度になりまして、小金井市公園等整備基本方針の策定ということがありまして、緑地保全対策審議会の委員の皆様におかれましても、小金井市の緑地事業に関する重要な事項を審議していただく、大変重要な審議会でございますので、何卒ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思っております。

本日、皆様には、保全緑地の指定についてご審議をいただくとともに、審議内容の中に公園等整備基本方針についてもご説明をさせていただこうと思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見等を頂戴いただければ

と思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

犀川会長 ありがとうございます。

続いて、4月に事務局の人事異動がございましたので、環境政策課長より、挨拶と人事異動の職員の紹介をお願いします。

環境政策課長 それでは、この4月より配属となりました職員を紹介させていただきます。

環境政策課長と公園係長に着任いたしました小林です。

緑と公園係長 小林でございます。よろしくお願いいたします。

環境政策課長 続きまして、同じく緑と公園係主任に着任いたしました中込です。

緑と公園係主任 中込と申します。よろしくお願いいたします。

環境政策課長 以上2名が新たに4月に配属されましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

犀川会長 ありがとうございます。今日の委員の出席についてですが、欠席が何名かあるということですので、その説明をお願いします。

環境政策課長 本日の出席状況の確認をさせていただきたいと思います。事前に竹内委員、橋本委員から欠席の連絡をいただいております。9名の委員のうち、7名の委員の出席を得てございますので、小金井市緑地保全及び緑地推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

また、審議会の進行に当たり、事務局からお願いがございます。

案件のご審議に当たりましては、各委員が発言される場合には、恐縮ではございますが、挙手をしていただき、会長が委員を指名した後にご発言いただければと考えております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

犀川会長 どうもありがとうございます。

それでは、今から本日の案件であります平成30年度保全緑地の指定の諮問を受けることといたします。

事務局の方、よろしくお願いいたします。

環境政策課長 ここで本日の案件であります平成30年度保全緑地の指定について、環境部長から諮問をさせていただきます。

環境部長 本来ですと、市長が諮問させていただくところですが、私のほうで代読させていただきます。

小金井市緑地保全対策審議会会長 犀川政稔様

小金井市長 西岡真一郎

平成30年度保全緑地の指定について、諮問

小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条第2項の規定に基づき、
下記のとおり諮問いたします。

諮問事項 平成30年度保全緑地の指定についてです。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

犀川会長

どうもありがとうございました。

ただいま、環境部長である柿崎さんから本審議会への諮問がありました。
この諮問の写しを事務局から委員各位に配付いたしましたので、ご
確認ください。委員の方に行き渡っているでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問案件、平成30年度保全緑地の指定について、事務局
から説明していただきます。よろしくお願いたします。

事務局

それでは説明させていただきます。小金井市緑地保全及び緑化推進条
例において所有者様の申請に基づき、保全を図る緑地として、環境緑地、
公共緑地、保存樹木、保存生け垣の指定をすることができると規定して
おりまして、本日、配付させていただきました資料に基づき、種類別に
説明させていただきます。参考資料をご確認ください。参考資料1の基
準についてまとめてございます。環境緑地は現状のまま保全されることが
確約される樹木の集団で、概ね500平米以上の面積の土地、公共緑
地は公共の用に供されることが確約される土地で、概ね500平米以上
の面積の土地。保存樹木は、指定基準が高さ10メートル以上、地上1.
5メートルの高さの幹周りが1.5メートル以上のいずれかに該当する
樹木、保存生け垣は、道路に面した高さ1メートル以上、長さ10メー
トル以上の生け垣で隣接する2件を合わせたものを指定可能とさせてい
ただいております。

以上の4種類の保全緑地について、毎年4月の1カ月間に指定申請を
受け付けて調査しております。

それでは、資料の1ページをご覧ください。今回諮問していただく環
境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣をまとめたものです。

次に、2ページ目からは5カ年分の総括表です。4月にいただいた申
請も含めると、環境緑地が4万7,905.21平米、公共緑地が4,

150.76平米です。なお、今年度も保存樹木については、事務局で周知活動をさせていただきまして、教育機関などに伺い、東京農工大学様から45本ご申請を頂きました。このため、保存樹木については、現時点において800本を超え、807本の申請をいただいております。続いて、生け垣が3,966.20メートル、奨励金対象延長は3,649メートルございます。次に、今年度の指定保全緑地について、スライドを使いながら、ご説明させていただきます。資料では3ページをご覧ください。環境緑地、貫井南町2丁目の952平米です。続いて、公共緑地、中町4丁目の515平米です。いずれも更新をさせていただきたいと考えております。

続いて、保存樹木につきまして、今年度は、件数が多いため、参考資料1にございます指定の基準に達していないもので、その他市長が認めるものとして承認させていただきたい案件をスライドでご説明させていただきます。まず、保存樹木、4ページ、整理番号3-11のカキ。樹高8メートル、幹周り145センチ。こちらは基準に達していませんが、所有者様は保存樹木を既に15本お持ちで、一体の緑地帯として承認させていただきたいと考えております。

続いて6ページ、整理番号16-1のイチョウ。樹高7メートル、幹周り123センチです。こちらも基準には達していませんが、今年度、指定案件としてございます公共緑地が隣にあるため、一体の緑地帯としてみなし、承認させていただきたいと考えております。

続いて7ページ、整理番号24-4のシラカシ。樹高7メートル、幹周り145センチ。こちらも基準には達していませんが、所有者様は他にも保存樹木をお持ちですので、一体の緑地帯として承認させていただきたいと考えております。同じく7ページ、整理番号25-4のシラカシ。樹高5メートル、幹周り126センチ。整理番号25-5、メタセコイヤ。樹高8メートル、幹周り94センチ。こちらも所有者様が複数の保存樹木をお持ちで、一体の緑地帯として承認させていただきたいと考えております。樹高8メートル、幹周り94センチです。こちらも所有者様が複数の保存樹木をお持ちで、一体の緑地帯として承認したいと考えております。

続いて9ページでございます。整理番号26-98、イロハモミジ。

樹高8メートル、幹周り109センチでございます。こちらにも更新案件でございます。所有者様の敷地内でございます102本の保存樹木の中の1本となりますので、一体の緑地帯として承認したいと考えております。

続いて11ページ、整理番号29-4の、シラカシ。樹高8メートル、幹周り135センチ。こちらは、今年度指定の環境緑地に隣接しており、一体の緑地帯として、承認していただきたいと考えております。

次に、今年度の新規案件についてご説明させていただきます。11ページ、整理番号33、こちらからは東京農工大学の指定案件でございます。今年度45本指定していただいておりますので、数本のみご説明させていただきます。

まず、整理番号33-1のアカマツ。樹高14メートル、幹周り203センチ。整理番号33-2のケヤキ。樹高14メートル、幹周り197センチ。整理番号33-4のイチヨウ。樹高14メートル、幹周り219センチ、以上が東京農工大学の指定案件でございます。

続いて、12ページ。昨年度に引き続きまして前原町の幡随院様からも申請をいただいております。整理番号34-1のヤマザクラ。樹高10メートル、幹周り137センチ。続いて整理番号34-2のアカマツ。樹高10メートル、幹周り127センチ。続いて整理番号34-3のコナラ。樹高12メートル、幹周り163センチ。続いて13ページでございます。こちらは新規の案件でございます、整理番号35-1のアンズ。こちらにも基準には達しておりませんが、既に所有者様は平成27年度に申請をされて承認されておりますので、こちらにも保存樹木を一体として指定させていただきたいと考えております。

以上が保存樹木の申請案件でございます。

続きまして、14ページからです。こちらは保存生け垣でございます。今年度は更新のみ、70件、申請を受けております。番地は資料のとおりでございますので、番号だけでスライドでご説明させていただきます。指定番号1から4、指定番号5から8、指定番号9から12、指定番号13から16、指定番号17から20、指定番号21から24、指定番号25から29、指定番号の29から32、指定番号33から36、指定番号37から40、指定番号41から44、指定番号45から48、

指定番号49から52、指定番号53から56、指定番号57から60、指定番号61から64、指定番号65から68、指定番号69から70、こちらの70件が本年度の指定案件でございます。

スライドは以上となります。ありがとうございました。

続いて、資料20ページをご覧ください。こちらは平成29年度保全緑地解除届け出一覧表でございます。解除件数は、保存樹木9件、14本、保存生け垣は2件、87.5メートル。解除理由については備考欄でございます。また、参考として権利譲渡についても掲載させていただいております。

以上で、今年度、平成30年度の諮問案件の説明を終わらせていただきます。

犀川会長 ただいま事務局から資料説明とスライドの映写がございました。このことについてご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

串田委員 環境緑地の更新する土地について、環境緑地は指定番号がついていると思うのですが、これは何番でしょうか。

事務局 すいません。こちらは整理番号でございまして、指定番号につきましては、今手持ちの資料がございません。申し訳ございません。

犀川会長 ほかに何か。

渡辺委員 先ほど説明のありました中に、各保存樹木が施行規則第2条第1項外ということで、先ほどご説明いただきました。それで理由はわかりました。ただ、これが実は本年度からですか。というのは、今まで我々、審議した中にこういう表記は一切なかったのですけれども、今年度から特にこういう趣旨で指定を、基準外だけれども指定ということでございませぬか。

事務局 更新の部分につきましては、平成25年度に一度諮問させていただきまして、この際も市長が認めるものとして諮問をさせていただいて、指定をさせていただいていますので、今回が初めてという訳ではございません。

渡辺委員 昨年度の同じ7月か8月にやったときにもずっとその前も見ているのですけれども、そういう表記がなかったように思いますが。ちょっと私、古いのを今日は持ってきていないのですけれども、例えば29年度の際にそういう表記があったかないか、ちょっとわからない？

事務局 昨年のものにつきましては、全て基準を満たしていたため、表記はなかったです。それ以前のものについても表記はなかったかと思うのですが、今回、こちらの基準に達していないものを説明させていただくということで備考欄として改めて書かせていただきました。

渡辺委員 わかりました。

犀川会長 それ、今のような基準外ものを承認するかどうかというのをここで審議するわけですね。

事務局 はい。

犀川会長 じゃ、よろしくをお願いします。では、一つ一つやっていきましょうか。基準に達していないのですよね。だから、高さも達していないし、太さも達していない。ただ、環境緑地か何かと一体となった1本なので認めたいということですね。数も少ないですから、一本一本オーケー、これはだめとか、大事なところであると思うのですよ。来年度以降がありますから。どうでしょうかね。

小山委員 小山です。

今の会長の提案ですけれども、更新のものについては、異論がないのかなと思いますので、もしやるとしたら、新規のもので、新規のもので要件を満たしていないものという審議はきちんとしたほうがいいのかと思っております。

犀川会長 全くそのとおりじゃないかなと思うのですが、この審議で基準に達していないものをまず挙げてもらってやって行きましょう。

串田委員 施行規則第2条第1項外という形での説明がほかにも複数ありましたけれども、その理由として、ある固まりの緑として、その中に含まれているので、それを承認したいという、そういう諮問の許可だったと思います。それで、ある固まりの緑というのは、多分前回、前々回、いろいろあったと思うのですが、そういう固まりで緑を把握できるように何かしたらどうかという意見が幾つか、今まで出たと思うのです。そういう意味で、これは例えば整理番号25は、5件ありますけれども、全体では何本あるのでしょうか。

事務局 整理番号25の所有者様は、全部で5本お持ちです。

串田委員 要するに、申請されるのが5本ということですね。

ほかのところでも、更新のところでも、いっぱいあるのですが、

ごく一部が更新されていると。そうすると、全体がどのぐらいの緑の固まりかということがちょっとわからない。数字を見てもわからなくて、前回、前々回の資料を全部出して、自分で計算すれば、ある程度は出るかもしれないけれども、そういうのもなかなかわかりにくい。例えば、今回はっきりしているのは、前回に幡随院が登録され、申請されて認可されました。今度、追加がありますよね。そうすると、幡随院、全部でどのぐらいの緑のボリュームになるのかというのは、この資料を見ても、はっきりとそれはわからないと。そういう意味で、これはちょっとはっきりさせて、審議の中で追加される樹木を判断したのであるかなと思います。

犀川会長 串田委員のおっしゃっていることは、緑の一体としてということの話ですけれども、その緑の一体の規模を知りたいということですよ。幡随院の場合には、去年ありましたけれども、去年が何本、今度が何本でと。大体見当がつくわけですけれども、そうしたところで言うと、この周りの緑、この写真で言うと、家がこう、あってね、何か緑の一体なのかなという感じがするのですけれども、そういったところが、もうちょっとはっきりしていて、納得できるなら、いいのではないかなと思うのですね。

事務局 幡随院様については、昨年度、48本指定させていただいておりまして、本年度、プラスで15本、全部で63本指定させていただきたいと考えております。

犀川会長 幡随院は問題ないのですが、整理番号25のヤマザクラ、イチョウ、イチョウ、シラカシ、メタセコイヤとあるのですけれども、そのほかの木はどうなっているのかなということを思うのですけれどもね。

串田委員 今の整理番号25のイチョウの木の更新ですが、そこに幹周り134センチ、樹高5メートル。そうすると、やっぱり更新になってきますよね。そうすると、これはいつからずっと更新されているのか。いつから申請されているというのは、全くこれではわからないのですけれども、これはどういうことで更新されているのでしょうか。

事務局 こちらの木に関しましては、平成25年当時は基準を満たしていたところなのですが、剪定したことによって、高さが足りなくなってしまうものなのですが、更新の申請が出てきたもので、引き続き保存樹木と

して認めていきたいと考えています。

矢向委員 確かに、基準満たしていないというのはあるのでしょうけれども、なるべく保存したいというのは小金井の一番の目標なので、多少基準に満たしてなくても、なるべくなら保存していくという方向でいいほうに解釈していったほうが、多分残ると思うので、いいのではないかなと思います。

小山委員 ちょっと根本的なところをお伺いしたいのですけれども、そもそもこの保全樹木の指定をするときに、条件ですよ。この地上1.5メートル以上の高さにおける幹周りが1.5メートル以上か、高さが10メートル以上か、これの基準を決めたときに、何を基準にしてこの基準になったのかということですよ。逆に、基準を満たさないものが増えてきているという、もし、都市化としての現象があるとしたら、この基準自体を変えていくという方向性があるのかどうなのかということも含めて、やっぱり議論したほうがいいのではないかなという気が、ちょっとしてきたのですけれども、その点について、どういうふうな考えを市のほうはお持ちなのでしょう。

事務局 基準を決めた当時は近隣市、他自治体の基準を参考にしながら作成したと思うのですけれども、都市化が進んで基準に合っていないということでご指摘もありましたので、もう一度再度近隣市等の基準を見させていただいて、現状に合っていないということであれば、基準等の変更をして、なるべく多くの保存樹木が指定されるような形で考えていきたいなと考えています。

小山委員 ぜひ、見直すということはいいいことだと思います。変える、変えないは別としてね。それで、近隣市のことを参考にするのは、とてもいいことだと思うのですが、その近隣市に左右されることなく、小金井市としてどうなのかというところを基準にきちんと決めるという方向性で進めていただければと、老婆心ですが、思います。

津々良委員 私も整理番号23について、例えば樹高が5メートルですか。一回指定されたら、幹周りは細くならないわけですから、都合によって丈は詰めちゃっても、ずっと指定の対象になっていると思われるので、何かこう高さがどうとか言っているのがだんだん崩れていきますよね。今、整理番号25のところもそういうことになっていく、今、もう既に足りない

けれども、周りと一体ということですね。一度認定されたら、短くしても、もう問われないという、そういうこともあるのかなということ。

事務局

基本的には、伐採など、そういったものにつきましては、解除申請というものはいただいております。剪定など、切り詰めたものなどについて、伐採も含めてなんですけれども、申請がない限り、やはり800本をこちらで見て回るということがなかなかできないもので、申請者の申し出がない限りは、こういった5年の調査のときのタイミングでしか知り得ないという状況になっております。

津々良委員

それで、今のように知った場合にもう一度指定していいのか、そのままになっているということであれば、この今後の運営の仕方という、さっきおっしゃったように、今まで認定したものについての見直しというのどこかでないと、バランスがどうなのか。

犀川会長

意見が1つありまして、保存樹木が多いほうがいと、こういうふうな前提がありますので、これ、最初は10メートル超えていたわけですから、最初に認められたときの、もとの樹高なんかはこの表に入れたらどうかと思うのですけれどもね。例えばさっきの整理番号23のところですね。幹周り134センチメートル。それから、樹高5メートルってありますけれども、樹高5メートルの後に括弧13とかですね、例えば、一度基準を超えているのだというようなことを入れておきますと、5メートルの若木と、一旦太くなって切られたやつと区別がつくのではないかなと思います。やっぱり細いやつは保存樹木というのは難しいと思うので、どうでしょう。これは、右側の方に行って備考の欄がありますけれども、ちょっとそっちを狭くして、今のやつは幹周り134が幹周り、樹高が5（13）になっているのが3の4倍分ぐらい。ちょっと違うのですが、入れておくといいだろうというふうなことになるのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。皆様のご意見をお願いします。

串田委員

先ほどの小山委員のお話ですけれども、これ、施行規則第2条第1項外というふうなことですけれども、施行規則そのものを資料としていただければ、まず、いろいろなことがわかるのではないかな。要するに、これはもう先ほど小山委員がおっしゃったように、現状に合っているのか合っていないのかということも含めて、この施行規則を資料としてい

ただけると、非常にわかりやすい。

それから、先ほどの幹周りの基準以下に関してなんですけれども、先ほど会長がおっしゃられたようなことも更新・新規に関しての分だけはこの資料でわかるけれども、全体を把握して、その中で指定の判断するときの資料としては、少ないかなと。要するに、全体がこのぐらいあって、こういう写真があるとわかりますね。先ほど会長が括弧して申請時の数値を入れたらどうかっておっしゃられましたけれども、そういうことも含めて、何番は全体何本あるうちの何本が更新された、今回は更新されたということの数値だけ、ちょっと入っているだけで随分判断の材料になるのではないかなと思いますけれども。それと、この施行規則に関しては、ちょっと資料として配付していただけると、ありがたいと。

事務局 かしこまりました。施行規則に関しましても、次回以降、資料としてつけさせていただきます。

矢向委員 じゃ、1つだけ。矢向です。

保存樹木という位置付けですけれども、せっかく市として委員会も含めて、保存樹木という樹木があって、みんなで大切な木として管理していきましようということだとすると、やはり、これは理想論になってしまいますけれども、木は幹を切っちゃうと、樹形が崩れる木が多いじゃないですか。木というのは基本的に自分で樹形を整えていくという性質を持っている木が多いわけで、もちろん個人の住宅なので、剪定せざるを得ないということは当然あるのですけれども、やはり保存樹木という、一応位置付けにするという以上は、ぜひ許す限り剪定をしないで、きれいな木を、ただ木がある、緑があればいいという考え方もありますけれども、美しい木を増やしてという、そういった部分を、理想論ですけれども、持っておきたいなと考えます。以上です。

犀川会長 ほかに何かないでしょうか。問題になっている点を次回に反映させるというふうなことでよろしいでしょうかね。なければ、以上の論点ですけれども。この諮問について、指定を決定してよろしいか、お諮りしたいと思います。

小山委員 生け垣のことでちょっと質問があるのですけれども、参考資料の1のところ、保存生け垣については次のいずれかということで、(1)と

(2) があります。(2) の1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣であって、長さが1メートル以上あり、かつ総延長が10メートル以上あるということで、これは何年か前に(1) だけだったのが、新たに(2) としてつけ加えられたという経緯があると思うのですが、すけれども、この(2) が増えたことでどれぐらいの保存生け垣というのは増えているのか。というか、2人以上の所有者の生け垣というのは、この(1) と(2) の比率ですね。どれぐらいあるのかというのがわかれば、教えていただきたいのと、先ほど写真見せていただいたときに、結構マンションとかというのがあったので、そういうのが対象になっているのかなという気がするのですけれども、もし(1) と(2) の比率がわかれば、教えていただきたいのですが。

事務局

小山委員のご質問ですけれども、今確かな正確な数字というのはわかりかねるのですが、担当としてやっております、所有者様が2件、隣接した別の方の所有者様というものは、おそらくほとんどない状況でございます。基本的には1人の所有者様が1件、もしくは別箇所でも2件など、そういった事例が多いです。

小山委員

こういうのができると、今、近隣の関係が薄くなっている中で、一緒に緑を考えていくという中ではすごくいいのかなという思いがしているので、ぜひこういう事例を多くつくっていただいて、小金井の中の緑を少しでも多く残していくというようなことが進んでいけばいいなと思っています。ぜひこういうのがあるということをもう少し周知して、町を歩いた中で、これなんかどうだろうというのがあったら、積極的に保存樹木もそうですけれども、生け垣についても、ぜひ指定をするような形でのお願いを進めていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

渡辺委員

今の生け垣に関連してなんですけれども、直接今回審議会に関係ないのですが、今年の6月の大阪の震災、ブロック塀の問題がいろいろ出ておりますね。国と環境政策課でもブロック塀を、あるいは生け垣を緑化するのに助成をしていますよね。この辺の進行状況というのは、具体的に何かあるのですか。今までブロック塀を例えば生け垣に変更するような申請というのはあったのか、ないのか。ちょっとその辺をお尋ねしたいのですが。

事務局 6月の大阪の地震以後、とても多くのお問い合わせをいただいております。実際、ブロック塀から生け垣、もしくは更地から生け垣といったものは環境政策課で持っている補助金の該当要件ですけれども、今のところ、申請はございません。

渡辺委員 ないですか。

事務局 はい。地域安全課やまちづくり推進課とも話しをさせていただく中では、そういった助成金、ブロック塀の診断とか、そういったことについてはかなりの問合せをいただいていると聞いております。

渡辺委員 わかりました。ぜひ、助成金がせっかくあるのですけれども、逆に言うと、ブロック塀があまりないのかな。私もそういう感じはするのだけれども。

事務局 ブロック塀を生け垣に変えるというのではなく、生け垣は皆さん、フェンスにしたいという方が現状です。今後の維持管理が大変というところで気にかかるようでして、診断やフェンスなど別の工作物に変えるための補助金はないのかといった問い合わせが多く見受けられます。

犀川会長 ほかに何かありますでしょうか。

串田委員 ちょっと教えていただきたいのですけれども、申請延長ってありますね。指定延長ってあって、奨励金対象の延長がある。申請延長というのは、この所有者がここからここまでの間に申請しますということですね。指定延長というのは、申請延長よりも数値が大きいということなのですか。それはちょっと同意したいかなと。奨励金対象延長は本通りの場合、100メートル申請していて、50メートルだけが奨励金対象延長になっている。ここ、極端に違うところがあるのですけれども、これの数値及びその申請延長、指定延長、奨励金対象延長の説明をお願いします。

事務局 申請延長につきましては、所有者様が申請書に書いていただいた申請の数字なので、所有者様が10メートルだと思っている数字。実際、指定延長は、今回調査をした中で出た数字、何メートルではかった数字。奨励金対象延長というのは、限度額を定めておりまして、1件につき50メートルまで補助金を出すといった形で、なので、100メートル申請していただいている方でも50メートル分しかお支払いしていないということでございます。

犀川会長 ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

ほかにございませぬようでしたら、この諮問案件について指定を決定してよろしいか、お諮りしたいと思ひます。指定をすることに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

犀川会長 よろしいですか。

では、異議がないようですので、決定いたしたいと思ひます。

なお、決定したことを市長に答申するのですけれども、答申の方法については、会長、副会長に一任をいただいた上、会長が代表して答申を行っておりますが、異議がなければ、答申の方法を会長、副会長に一任していただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

(異議なし)

犀川会長 どうもありがとうございます。

続いて、諮問案件ではないのですが、事務局から公園等整備基本方針について説明がありますので、お願いいたします。

事務局

環境政策課緑と公園係の江平と申します。本日はよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

説明に先立ちまして、公園等整備基本方針策定支援委託の受託者でありますランドブレイン株式会社の方にも一部説明をお願いしてさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、本年度策定いたします公園等整備基本方針の目的につきまして、ご説明させていただきますと思ひます。事前にお配りさせていただいておりますカラー刷りの資料をごらんいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

現在、市内には211カ所の公園等が供用されており、そのうち約100カ所が開発等による提供公園等がございます。そのため、地域によって公園等の整備状況に差が生じており、偏在化による低未利用公園等の発生や、それに係る維持管理が課題となっており、公園等のさらなる適正な整備が必要となっております。このような状況を踏まえ、小金井市にふさわしい公園等のコンセプトの検討や低未利用公園等の課題等を整備し、本市における公園等のあり方を構築することを目的としております。また、検討に際し、市民のご意見を伺うワークショップの開催や関係部局の意見を集約する庁内検討会の開催を通じて、公園等整備基本

方針として策定してまいります。

続きまして、本市の公園等を取り巻く現状につきまして、ランドブレイン株式会社の方から説明をいただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

ランドブレイン株式会社 ただいまご紹介にあずかりましたコンサルタントのランドブレイン株式会社と申します。本日、高木と私、伊藤が出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

計画の策定支援に当たりまして、まず、現状分析を当社で行いましたので、それについてご説明差し上げたいと思っております。着座にて失礼いたします。

今回、市の公園を取り巻く現状ということで、4つの視点から実態を分析させていただきました。こちら、資料の1ページから6ページについて、ご説明差し上げたいと思っております。わかりやすいと思うので、グラフを中心にご説明を差し上げたいと思っております。

まず、人口動態ということで、1ページ目になります。実態の1つ目、増加する人口と偏りのある人口分布というテーマでございます。下の方に3つあるグラフのうち、左上をまず見ていただければと思うのですが、こちら、本市の人口ビジョンになります。過去からずっと概ね一貫して増加をし続けていたということがわかるかと思っております。それと同時に、今度、右側のグラフ、青いグラフに移っていただきますと、市でこれまで整備されてきた公園の合計面積。これも順調に伸びてきたということがわかるかと思っております。しかし、平成29年時点で市民1人当たりの公園面積というのが6.46平米となっております。こちら、国の基準というのが目安と、市の条例で規定する1人当たりの面積10平米というのがあるのですが、これにはまだ到達してはいないという状況でございます。ただ、一方、一番下のグラフを見ていただければわかるのですが、同じく人口ビジョンですけれども、こちらは将来の人口推計ということもやっております。それを見ていただければ、平成37年、2025年時点を見ていただくと、大体概ねこの頃をピークに今後、人口が減少に転じると予測されております。こういうことを踏まえまして、これ以降は逆に1人当たりの公園面積というのは増加していくのではないかとということも推測されるところでございます。こうした社会情勢を

見据えながら、今後の公園整備も検討していかなければならないかなと
考えております。

続きまして、2ページ目に移らせていただきます。今度は、人口分布
から見えてくる公園空白地帯というテーマでございます。こちら、今度
右上の一番右上のグラフをごらんになっていただければと思います。こ
れは本市の人口分布になるのですが、赤とか黄色とかオレンジとか、こ
ういう暖色系の色、暖かい色は人口が多い地域、一方で青とか緑とかと
いうのは人口が少ない地域となっております。これを見ていただければ
わかると思いますが、本市において人口の多い地域というのは真ん中あ
たりの武蔵小金井駅周辺。特に北部が赤くなっているのがわかるかなと
思います。一方で、真ん中の図になるのですが、本市の公園利用圏とい
うのも算出しておりました。こちらは青い円と緑の円がございますけれ
ども、青い円は、2,500平米以上の比較的大きな公園について円を
つくってございます。こちら、大きい公園につきましては、半径500
メートル、大体徒歩10分ぐらいを想定した距離で円をつくっております。
一方で、緑が2,500平米以下の小さな公園。こちら半径250
メートル。概ね徒歩で5分程度を想定して円を描いております。これら
円を同じ図に重ね合わせてみると、この円に囲まれている地域内という
のは、その地域に住んでいる方が利用する公園がある地域と想定される
エリアになります。一方で、何も色が塗られていない真っ白な場所とい
うのが、利用する公園が足りていない状況、公園空白地帯という言葉で
あらわされたりもするのですけれども、そういった地域になります。白
い場所はどこにあるかと申し上げますと、武蔵小金井駅の奥の場所、そ
れから、西部の端の東京学芸大学の南のあたり、あと、もう1つは東小
金井駅の北東の、いわゆる白い場所というところ、この3つが概ね公園
空白地帯と捉えられるかと考えております。先ほどの右上の図と比べて
いただくと、武蔵小金井駅の北部、赤い、人口分布集中しているところ
に公園が足りていないというところ、ここが大きな課題になってくるか
と考えております。

最後、一番下の図になるのですがすけれども、周辺市と比べて、この小
金井市の公園整備状況がどのぐらいの程度であるかというところをお示し
したグラフとなります。左側の青く塗られている棒グラフにつきまして

は、1人当たりの面積ということで、小金井市の場合、6.46。四捨五入して6.5平米ですけれども、これを比べていくと、府中市さんには劣るものの、ほかの武蔵野市、三鷹市、国分寺市、小平市と比べると多くなっていることがわかるかなと思います。今度、その右隣の斜線を引かれた棒グラフになります。こちら、行政区域に占める公園面積の割合というところで、こちら、周辺市と比べて高くなっておりまして、7%というふうな数値が出ております。こうしてみると、整備できる量に結構限界が近づいているのではないかというところが考えられておりますので、今後はその量というよりも、質を確保していく、要するに既存公園の活用の頻度を高めていくという考え方が必要になってくるかと捉えております。

続きまして、3ページ目に移らせていただきます。今度は管理コストの問題ということ、実態の2つ目、増加する公園維持管理の負担というテーマでございます。冒頭で申し上げていただいたように、市の実態として開発公園と言われているものが増えている。こちら、3,000平米以上の開発に対して6%の公園整備が必要になってくるという決まりがございます。それに伴い、小規模な公園が発生してきているということが課題になっているところでございます。真ん中のグラフをごらんになっていただければ、一番上の合計というところですが、特に100平米未満の小さな公園、これが半数を占めているところがございます。これの特に問題なのは、市に帰属する公園というところに行きますと、こういった小さな公園が増えれば増えるほど、市の維持管理コストもまた増えていくと。小さな公園がたくさん増えれば増えるほど、管理の効率性というのも落ちていくというのも当然のことでございますので、こういったところも、今後問題になってくるかなと思われま。その下のグラフですが、公園1カ所当たりにつけられた維持管理費になります。大体近年は1カ所当たり50万円程度で推移しているのがおわかりかなと思います。現状、横ばいですが、先ほど申し上げたように、今後も小さな公園が増えれば増えるほど、これがやがて低下していくのではないかというところも推測されるところでございます。

続きまして、4ページ目になります。今度、利用者実態のニーズというところで、実態の3番目。公園へのさまざまなニーズが存在しており、

平成27年度に実施された公園利用実態調査に基づいたものになります。大きな公園と小さな公園で、まず、利用者の年代が違いますよというのが上2つのグラフになります。左上のグラフは、2,500平米以上の大きな公園について、これをごらんになっていただきますと、濃い青と緑色、こちら、高齢者の方と成人の方というところです。これを合わせると、大体4分の3程度ということになります。その右側に移っていただきますと、今度は1,000平米以下の小さな公園ですけれども、こっちを見ていただくと、少しその割合が減って、今度は水色とオレンジ色の小学生以下の割合、こちらが4割を超えていると。要するに、大きな公園が大人の利用者が多いですけれども、小さな公園になっていくと、子供の利用者割合というのも増えていくということが実態として挙げられます。今度、その下2つのグラフですけれども、今度はトイレを設置している公園のみについて、調査したデータですが、トイレが設置される公園については、4割の方がトイレのみを利用されているというふうな実態もございます。この4割の方の年代を分析すると、そのうち9割が大人、成人または高齢者というところが挙げられると思ひまして、公園の公衆トイレとその機能も一定程度持っているということが挙げられるかなと思ひます。

続きまして、5ページになります。右上のグラフ、こちらの、同じく実態調査ですけれども、よく利用する公園を選ぶ理由ということで、トップ2の1つが広々としているからと、それから、近いからと、この2つが大きな理由になっているところで、広さと近さがテーマになっているかと思ひます。それを示すデータとして、その下2つの円グラフですけれども、左側が来園手段ということで、公園の来園手段は徒歩または自転車が9割、それから、その右側、来園するまでにかかった時間についても、15分以内が8割強というところで、やはり近いところからいらっしやっているのがわかるかと思ひます。さらに、その下2つの表ですけれども、今度は1日当たりの平均利用者人数が多い公園、それから、少ない公園3つというのを挙げさせていただきました。左の薄い緑色の表が多いトップ3ですけれども、栗山公園、浴恩館公園、上水公園と。こちら、市内でも面積広いトップ3の公園が挙げられると思ひます。その右側が、今度はワースト3ということで、それぞれまた公園面積が非

常に小さいところが、あまり利用されていない公園というところで数字としても挙がっているところがございます。最後、その下、団体利用の特徴というところですが、栗山公園とか梶野公園とか、比較的大きなところで定期的な団体利用が見られておりますというところです。左側の棒グラフにつきましては、こちら、時間帯別の利用状況ですが、午前中が多くなっているというところがわかります。その右側、曜日別になると、今度は土曜日が多くなっているというところが実態として挙げられます。

最後、6ページになります。今度は市民ボランティアの方々ですね。実態の4番目、市内で活動する多数のボランティア団体が存在していらっしゃる。市内では22団体、合わせて200名ぐらいの皆さんが環境美化サポーター協定あるいは緑のパートナーシップ協定というのを結んでいます。それから、子供会ですね。8つの子供青年協力団体というのも市内の公園でボランティア活動を行っているということで、今後こういった皆様と連携して、公園の管理や活用を進めていくのが望ましいかなと考えております。

以上、現状の分析になります。

事務局

それでは、次に、資料の7・8ページをご覧くださいませでしょうか。策定に当たり、整合性を図る東京都及び本市の既存の計画やビジョン、ガイドラインをまとめております。このような既存計画を踏まえ、本方針では、まず第1に、公園の質の向上を図ることが重要であると考えております。今までは、市民1人当たりの公園面積を増やすことを目標に、量に重きを置いてまいりましたが、今後は限られた予算の中で質の向上を図り、公園利用が増える質の高い公園づくりを進めてまいりたいと考えております。第2に、先ほど説明がございましたとおり、市内には多数のボランティア団体の方が公園に携わっております。こうした市民意識の高さを生かして、公民連携による持続的な公園の維持管理を図ることが重要であると考えております。第3に、本市の最上位計画である小金井しあわせプランの中でうたわれている将来像にあります緑が萌えるとありますとおり、本市の貴重な地域資源である「みどり」を守り、生かし、魅力的なまちづくりに資する公園整備が重要であると考えております。

最後に、10ページをごらんください。10ページのスケジュールにつきまして説明させていただきたいと思います。まず、スケジュール表の②のワークショップにつきましては、全3回を予定しております。実施日と実施内容は10ページ下段のとおりとなっております。市民からいただいたご意見を本方針に反映させていただきたいと考えております。次に、スケジュール表の④の庁内検討部会では、ワークショップで出たご意見を関係部署の職員と協議させていただき、骨子及び素案を作成してまいります。そして、緑地保全対策審議会では、ワークショップ及び庁内検討部会でまとめた骨子案について、来年1月ごろに諮問させていただき、パブリックコメントを得て、素案について、3月に諮問をさせていただきたいと考えております。前回、2月の審議会で、会長からモデルケースとなるような大中小の公園それぞれ3カ所ずつ見学を、現地を見ながら検討するというようなご意見をいただいております。予定では3回の開催を予定しておりますが、例えば10月か11月ごろにモデルケースとなるような公園を、実際に見に行くのではないのですけれども、地図や写真等を見ながら、活用法等について、活発なご意見をいただきながら、それを基本方針に反映していくようなことも考えとして一つございますので、ご意見を今後伺いながら検討してまいりたいと考えております。

本日は、机上に先ほどお配りしました資料になりますが、利用者が多い公園と圏域に密集した公園の一覧とその位置を示した地図を配付させていただいております。こちらの公園は事務局で抽出させていただきました。今後、受託事業者が公園を評価した中でモデルケースとなるような公園がほかにも出てくるかもしれませんが、少しだけ公園の現状説明をさせていただきますので、本市の公園のイメージを持っていただければと思います。

利用者の多い公園と圏域に密集した公園一覧をごらんください。①から⑤、上の原公園から始まりまして、⑤の小長久保公園、市内には11カ所の都市公園がございます。その中で幾つかピックアップして載せさせていただきました。すいません。それでは、ちょっと映像を見ながらと思ったのですが、資料だけで説明させていただきたいと思います。

①の上の原公園につきましては、地図で行きますと、西側の武蔵小金

井駅の北西側に当たります。1日当たりの来園者は200人を超えております。こちらは27年に行いました公園の実態調査のデータになります。武蔵小金井駅に近く、通行量の多い上の原通り沿いに位置する、遊具が充実しており、遊具の利用を目的にやって来る親子連れのお子さんや保育園児のグループが多い公園です。地図ですと①番に当たります。駅への行き帰りにベンチで休憩する大人の方や高齢者の方もたくさんいらっしゃいます。公衆トイレで用を足す目的だけで入園するタクシードライバーや運送業などの方も多く利用されています。

②の浴恩館公園につきましては、1日当たり来園者は750人程度。下山谷通りと緑中央通りの中間地点に位置し、公園内を通り抜けることができます。通り抜ける目的で入園する人が8割程度、登下校の時間帯には、小中学生の通り抜けが目立ちます。豊かな自然環境が維持されており、散歩、散策、バードウォッチングに訪れる高齢者の方も見られます。市の史跡にも指定されている浴恩館もございまして、古文書や民具等、身近な郷土の歴史を学べる施設を有した公園でございます。季節ごとに新緑や紅葉などを楽しめる魅力もございます。こちらは、剪定ボランティアの活動も盛んに行われております。

③の栗山公園につきましては、地図で行きますと、東小金井駅の南側に位置します。面積は1万5,882平方メートルで、1日当たりの来園者数は市内で一番多い公園で、1,800人を超えております。これは、健康運動センターもございまして、そちらを利用する方も含まれております。公園内を通り抜ける人がこちらも多く見られます。入園者の8割程度が通り抜けをしています。遊具が充実しており、グラウンド、健康運動センターがあるため、さまざまな年齢層、グループ構成の人々が多様な目的で来園されております。

④の梶野公園につきましては、こちらは東小金井駅の北東側に位置しています。1日当たり320人程度、東小金井駅に近く、閑静な住宅街に位置します。市で初めて防災機能を有する公園として、防災備蓄倉庫、貯水槽、手押し井戸、マンホールトイレ、ソーラー照明、かまどベンチなどを備え、一時避難場所として指定されている公園です。花壇ボランティアをはじめ、わんパトの会、遊び場の会、広場の会など、さまざまな団体の方が活動されているにぎやかな公園でございます。

⑤の小長久保公園につきましては、こちらの都市計画公園の一部で、現在用地取得をしている途中の公園でございます。現在約半分を取得して開園しております。南側には花壇があって、雰囲気のある公園でございます。1日当たりの来園者数は40人程度となっております。

それで、次に⑥から⑧につきましては、こちらの地図で見ていただきますと、ちょうどA3の紙の中央やや上部でございます⑥、⑦、⑧と、ちょっと密集した、固まっている公園になります。⑥の緑町5丁目第2子供広場、一面が道路に面してマンション、商業ビルに挟まれた場所に位置する公園です。もみじ広場、はぐくみ公園、こちら似たようなところに位置していきまして、100メートル圏域内に重複している公園で、利用者がちょっと少ない、低利用な公園となっております。⑨から⑭、こちら、地図で行きますと下側の前原町2丁目に密集しております。こちら、約250メートル圏域内に重複している公園になります。こちら、周辺は戸建て住宅が多く広がっている公園で、前原やなぎ公園以外は、公園の利用が少し少ないのかなと感じられる、100平米を下回る小さな公園が密集しております。

こういったことをご紹介させていただいたのも、市としましては小さな公園、低利用の公園を、より質を高めることを今後検討していきたいということと、あとは、こういう密集したところを優先的に考えていきたいという思いもございまして、紹介させていただきました。市内にはたくさんの100平米を下回る小さな公園がたくさんございますので、そういったことも今後ワークショップ等を通じて、また、審議会等にご紹介させていただきたいと考えてございます。

以上です。

犀川会長
小山委員

どうもありがとうございました。自由にご意見頂戴したいと思います。

ちょっと話をする前に、前提として伺いをしておきたいのですけれども、今、説明をいただいたこの地図ですが、⑩番と⑫番の色の違いに意味があるのかということがまず1点と、それからですね、先ほど公園等整備基本方針の策定についてということでご説明をいただいたのですが、小金井市の公園等の整備基本方針の策定ということで、市立公園条例で規定する1人当たりの面積が10平米ということが書いており、1ページ目、小金井市の分析をされた中ですが、小金井市の面積が出てい

るのですけれども、これは都立公園が含まれていないということで理解していいのでしょうか。小金井が一番大きな面積として、やっぱり小金井公園と、それから、野川公園、武蔵野公園がありますが、その面積が入っているのか入っていないのかで大きな違いが出てくるのかなと思っていますので、2ページのところにも、市の公園の面積が7%ということが書いてありますけれども、それが含まれているのかいないのか、もし含まれているとしたら、いるといないでは、どれくらい違うのかということをお聞きできればなと思いましたので、お願いします。

犀川会長
事務局

まず、1点目がこの地図の件でございますが、すみません。説明が漏れておりました。オレンジ色と緑の違いですけれども、緑は緑地を意味してございます。⑩、⑭、はなみずきの庭、こちらも都市公園以外の緑地ということで、あと、前原町シラカシ緑地が⑭番ということになります。オレンジ色は都市公園や児童遊園、広場等になってございます。

公園1人当たりの面積についてなんですけれども、こちらは都立公園を含んでおります。

東京都が公園調書というものを作成おり、この数字が6.4平米という数字になっておりました、都立公園を含む形の考え方となっております。あと、都立公園を含まない場合は、かなり低い数字となっております。

小山委員
串田委員
事務局
串田委員

資料としてはわかりますか。

その都立公園含まない場合の数値というのは今、わからないのですか。具体的な数字を持ち合わせておりません。

都立公園含むと、相当広いですよ、ここは。

環境政策課長

すみません。基本的な考え方から申し上げますと、おっしゃるとおり、実際に都立公園を含みますと、このような数値になるということなので、除けば、低くなるというのは確かでございます。では、なぜこの数値を使っているかと言いますと、これは先ほども担当のほうから申し上げたとおり、東京都内で統一した考え方で数値をはじき出す中で、都立公園を含むというルールがあるためです。都立公園を含んでいるから多いというのは、そのとおりだと私たちも思っています。また、逆に申し上げますと、都立公園ではありますけれども、小金井市内には小金井公園ですとか、武蔵野公園を含んでいるということで、そういった意味では、小金

井市独自の努力ではないという部分も確かにあるにはあるのですが、小金井市域は、公園に恵まれているという事実は確かにあるのだろうと思っております。その中で、小金井公園や武蔵野公園を含めた上で、小金井市として公園をどのように今後考えていくかということを考える必要があるのだろうと思っております。

従いまして、数値上で言いますと、今おっしゃられたとおり、実際に都立公園を抜いたら、もっと低いのではないかという考え方はございますが、そこは一定のルールの中で考えた数値として捉えていただきたいと思っております。また、都立公園も含めた上で、公園には恵まれているという認識も多少持っていた上で、その中で小金井市が今管理している市立公園をどういった形で充実させていくかというのを検討していきたいというのがこの方針の考え方でございます。

ただ、実際に、小金井市の市民の方々が、公園をどのようにご利用されているかという、やはり小金井公園が北側にあって、南側には武蔵野公園や野川公園がある。これはおそらくほかの市を見ても、なかなかここまで大きな都立公園に挟まれているというのは、ほんとうに恵まれている地域なのだろうなというふうには考えております。

ですので、数値は数値としてあるのですけれども、これも踏まえた上で、小金井市域の中の公園をどのように充実させていくかという考え方でご議論いただければと思っております。

串田委員

それは、趣旨はすごくよくわかります。小金井公園を含む。当然含んで構わない、小金井市にあって。利用者は小金井市の公園か、東京都の公園かなんて関係ないですからね。それで、例えばこれは公園というふうな形で、特に市が管理している公園だけでなく、利用するということと言ったら、大学の校内、当然のようにありますし、神社等も大学も自由に入れるわけですし、公園で交流をするのと同じような目的で利用している、いろいろありますよね。だから、そういう意味で、東京都の公園だからと言って、外さないのではなくて、ただ、小山委員のおっしゃられたのは、外すと、具体的な数字はどうなるかということを知りたい。大体いつもこうやってカモフラージュかかっているような感じがするのですが数値は知りたい。それを知って、だから、小金井は公園が少ないので、いかぬではないかと、そういうことではないのです。ただ、いか

にも数値が一方的にしか出ていないので、何かいろいろ考えるときの基準として、なかなか参考になりにくい。

環境政策課長 わかりました。

犀川会長 ほかにないでしょうか。

そういったことで、小金井公園や何かそういったものをちょっと除いて、もっと、例えばリストアップされた公園なんかを見て、よりよくするためには、どうしたらいいかとか、そういったような意見が必要なのではないかなと思います。

渡辺委員 3 ページ目の1 番の小規模な開発公園という中の表の中の内訳というところがありますね、真ん中に。この中に、市に帰属する公園というのと、事業者に帰属する公園と表示していますけれど、この意味の違いをちょっと教えていただきたいのですが。

事務局 こちら、市に帰属する公園というところは、開発公園に係るもので、3,000 平米以上の開発になりますと、一部市のほうに公園を整地して帰属しなければならないということをまちづくり条例に規定してございます。そして、こういった面積に関連するのですが、事業者に帰属する公園というところは、開発区域面積が1,000 平米以上3,000 平米未満の場合には、自主管理ということで、公園の設置の義務づけをしております。

渡辺委員 ということは、事業者に帰属する公園というのは、事業者が維持管理するということではございますね。

事務局 はい。そうです。

渡辺委員 わかりました。ちょっとこれ、具体的に公園の名前というのはわかるのですか。

事務局 すいません。ちょっと今、具体的に資料を持ち合わせてございませんので、ちょっと具体的な公園名はわかりかねます。

渡辺委員 ということは、事業者に帰属する公園というのは、市はお金を出していないということですね、維持管理とかの面でも。

事務局 そのとおりです。

渡辺委員 わかりました。

犀川会長 何か意見、ないでしょうか。

津々良委員 私の家、わりあい近いのですが、本町住宅の中にわりと大きい公園で

すか、あれは住宅の中の公園ですね。すごく利用者が多くて、いつもにぎわっています。小中学校もあって、利用という点で、市民の利用といったのではカウントされていないのですか？

事務局 あちらの公園につきましては、住宅公社のほうで管理している公園として、市のほうでは管理をしていない公園となっております。

津々良委員 市が管理にかかわっているところだけを今取り上げているわけですね。

事務局 そのとおりです。ただ、考え方としては、そういった公園も含めて、全体でどういうふうな配置をしていくとかいうことは考えていきたいなというふうには考えています。

串田委員 公社の所有の公園で、完全に小金井市がやっているのがありますよね。

事務局 ございますね。

串田委員 それはカウントされているのですか。カウントされていない？

事務局 それはカウントしています。開発当時に協定を結ばせていただいている中で、帰属するという形にはなっているのですが、ちょっと所有権の移転登記がまだ終わっていないというものが複数ございますが、ただ、管理自体は小金井市で行なっております。

串田委員 緑町二丁目に公社があって、その北側に公園があって、管理は小金井市って書いてある。

渡辺委員 北高の隣ですか。

渡辺委員 郵政局の。

串田委員 そうそう、そうそう。

渡辺委員 あの奥ですね。

串田委員 今、何か建て直している、建てかえ等が進んでいるところです。

渡辺委員 ええっと、北高の東側の。

串田委員 そうです。

渡辺委員 団地ですね。あれ、たしか郵政省の管轄、社宅だと思います。

串田委員 それで、管理が小金井市というふうな。

渡辺委員 ええと、ところがね、中の公園はそれはやっていないみたいですね、市は。

串田委員 移管化されていない？

渡辺委員 あの中に、私も公園の地図、小金井市のCoCoマップで出ていない。公園は出ますけれども。あれは入っていませんね、あの中に。

串田委員 でも、管理は小金井市。

渡辺委員 いや。やっていないのではないか。

串田委員 細かい1カ所2カ所はどうってことないのですけれども、利用者の視点でいくと、管理がどこであるかということは、都立だとか市立だとか問題ではないのですけれども、管理が公社や、ほかにもいろいろありますよね。何か公共の仲介人とか管理しており、いかにもほかの公園と全く同じような感じがしているけれども、これは違う。それが公園の数とかなんか、そういうのにカウントで、入れたり、入れなかったりというのは、利用者にとってみると、なかなかよくわからない問題であって、何とかしようとしたときに、管理というのは小金井市で、小金井市で管理するものを何とかしようとするわけですけれども、それはいいですけれども、数値を出すときに、それは括弧書きでもいいですが、何か全体で見えるようにしてほしい。結構、そういう公園が多いので。

事務局 自主管理公園についても、考え方の中には含めて、どこが管理しているかというのを問わず考えていきたいなというふうには考えております。

犀川会長 よろしいですか。犀川ですけれども。

いろいろな資料もそろってしまして、いろいろやるわけですけれども、これは公園等整備基本方針の策定についてというのが目標なわけですから、そのカラー刷りの資料とか、最後の一覧表と地図なんかありますから、そういうのを見て、今後、小金井市が公園管理、お金のないところで、うまく公園を管理するにはどうしたらいいかというようなことをやるんですけれども、公園の規模がいろいろですから、せっかくこの3種類に分けてくださっておりますから、先ほどの事務の方の話では、実際に公園には行かないで、話をしていこうというようなことだったのですけれども、ここにある幾つですかね、14のこの公園が出ていますから、我々、暇なときを見つけて、行って、大きい公園については、今後こうしたらいいのではないか、中ぐらいの公園については、こういうふうにしたらいいのではないか、小規模な人があまり訪れていないような公園については、こうしたほうがいいのではないか。これ、3つに分けて、それぞれ違うと思うのです。公園の規模によってですね。その規模、大中小の規模、それぞれについて、やっぱり一回一人一人がいいのですけれどもそこを訪れて、それで意見を言うていくようなことにならないと、

スライドやこの資料を見たりだけになってしまうのではないかなと思うのですが、どうでしょうかね。

矢向委員 あと、随分何かボランティアの方がいろいろと関与されていらっしゃる。そういった方々の当然、意見というか。

犀川会長 やっぱりこの策定だなんて、何もなしでああしたほうがいい、こうしたほうがいいって、すごく無責任な気がします。やっぱり、いつでもいいから、地図もありますから、行って、現状を見て、いろいろ考えたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。よろしいですか。

時間が来てしまいましたので、我々が今度集まる次回までの宿題ということで、一通りこの地図の所を訪れるというのはどうでしょうか。大変ですか。私も一応言い出しっぺですから、ちょっと見てですね、こういうふうにしたらいいのではないかなというふうに考えるのはどうかと思います。どうでしょうか。

今日は時間がちょうど2時間たちまして、そろそろ疲れも見えてきているのではないかと思います。

事務局 1点だけ、よろしいですか。

犀川会長 どうぞ。

事務局 今、個人で回るというお話がありましたが、今、予定ですと、次回の開催というのが1月になってしまうのですが、先ほど説明させていただいたとおり、10月か11月ごろに回っていただいてご意見が伺える場があったほうがよろしいかどうかというのだけ、ご意見いただければと思うのですが。

犀川会長 10月に回って、この2月じゃなくて、その10月ごろ、もう1回会議を持とうと、そういうことですか。

事務局 次回は1月の中でも素案ができた段階になってしまいますので、その前に一度お願いできればと。

犀川会長 具体的には10月のどのくらいですか。

事務局 10月下旬から11月上旬あたりで開催したほうがよろしいというご意見があれば、開催を検討したいと思うのですが。

犀川会長 どうでしょうか。これは大事な話ですけども。

津々良委員 一度行ってみたいと思います。全然わからないし。

犀川会長 そうそう。やっぱり必要ですよ。じゃ、10月の何日でしたっけ。
事務局 10月下旬か11月上旬ごろ。

犀川会長 11月上旬の文化の日あたりまでに公園を回ってもらいましょうか。
じゃ、皆さん、異論がないようですから、11月上旬にこの会を持つ
のに間に合わせるように、我々、そういう準備しておく。一応行ってみ
るといふことにしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。よろし
いですか。

じゃ、そのようにしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。

犀川会長 それでは、以上をもちまして、本日、平成30年度第1回小金井市緑
地保全対策審議会を終了します。

—— 了 ——